

サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し

【制度の概要】

社会福祉法人は、老人福祉法第 15 条第 4 項に基づき、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホームを設置することができることとされている。

養護老人ホームの認可にあたっては、厚生労働省令で定められた「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）に基づき都道府県条例で定めた基準により認可することとされている。

現行の基準省令では、サテライト型養護老人ホームを設置する場合、「当該施設を設置しようとする者により設置される」①介護老人保健施設、②病院、③診療所であって、当該サテライトに対する支援機能を有するものを本体施設とする必要がある（従うべき基準）。

従って、養護老人ホームを運営する社会福祉法人は、上記①～③を有していない場合に、サテライト型養護老人ホームの設置ができない。

一方で、特別養護老人ホームの場合、特別養護老人ホームそのものが、「本体施設」になることが可能である。